

日本産業衛生学会 東海地方会規約

(名称および事務所)

- 第 1 条 公益社団法人日本産業衛生学会定款（以下、定款という）第 48 条第 6 項ならびに地方会に関する細則に基づく本会の名称を、日本産業衛生学会東海地方会とする。
- 第 2 条 本会の事務局は会長のもとにおく。

(目的および事業)

- 第 3 条 本会は東海地方を基盤とし、産業衛生の進歩をはかるとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達するために、委員会、部会、研究会を設置することができる。これら組織の新設、廃止は理事会の承認を得るものとする。

(会 員)

- 第 5 条 本会の会員を次の 4 種とする。
1. 普通会员
 2. 特別会員
 3. 学生会員
 4. 名誉会員
- 第 6 条 普通会员とは、定款第 7 条に定める正会員のうち、日本産業衛生学会東海地方会所属の者をいう。
- 第 7 条 特別会員とは本会の目的に賛同し、その活動を援助するため、別に定める活動費を納める法人または団体をいう。
- 第 8 条 学生会員とは、定款第 7 条に定める準会員のうち、学校教育法第 1 条に規定される学校、第 124 条に規定される専修学校、第 134 条に規定される各種学校に学生として在籍する、日本産業衛生学会東海地方会所属の者をいう。
- 第 9 条 名誉会員とは本会に功労のあったもので、理事会により推薦され総会で承認されたものをいう。
- 第 10 条 本会につぎの役員をおく。
1. 会 長 1 名
 2. 理 事 普通会员の概ね 10 人に 1 人の割合に相当する人数
 3. 監 事 2 名
 4. その他会長が必要と認めた役員 若干名
- 第 11 条 会長は普通会员の投票により普通会员の中から選出する。
- 第 12 条 理事は本部代議員をもって当てる。
ただし、必要のあるときは、理事会の承諾を得て会長は若干名の理事を追加することができる
- 第 13 条 会長は、理事会の承諾を得て、顧問を選任することができる。顧問は理事会および総会に出席し本会の活動および運営に関する助言を行う。
- 第 14 条 第 4 条に規定する組織の委員長（選挙管理委員長は除く）および部会長は、理事のなかより会長が指名する。
- 第 15 条 監事は普通会员の投票により選出する。
- 第 16 条 会長は会務を総理し本会を代表する。
会長に事故がある場合は、会長があらかじめ指定した理事がその職務を代行する。
- 第 17 条 理事は理事会を組織し、重要項目を審議する。

- 第 18 条 監事は会務を監査する。
- 第 19 条 役員任期は2年とする。
- 第 20 条 理事会は会長が必要と認めるときに招集する。
ただし、理事の3分の1以上の請求があったときはすみやかに理事会を招集する。
理事会の議長は会長とする。
- 2 理事会の開催を待てない緊急の決定が必要と会長が認める場合、理事会に代わる会議をあらかじめ周知した方法により開催することができる。この会議での決定事項は、次回の理事会で報告されるものとする。
- 第 21 条 理事会は委任状も含め理事の過半数の出席により、成立する。
- 第 22 条 総会は毎年1回とする。
ただし、会長が必要とみとめたときは臨時総会を開催することができる。
- 第 23 条 総会の議事は出席会員の過半数をもって決する。
可否同数の場合は議長が決する。
- 第 24 条 次の事項は総会に提出してその承認を得なければならない。
1. 事業計画および収支予算
 2. 事業報告および収支決算
 3. 地方会役員および名誉会員の承認
 4. その他理事会で必要とみとめた事項

(会 計)

- 第 25 条 本会の運営に必要な経費は、次のものをもって充てる。
1. 日本産業衛生学会本部助成金
 2. 普通会員が納める活動費
 3. 特別会員が納める活動費
 4. 事業にともなう協賛金および参加登録料
 5. 理事会が承認した寄附金
 6. その他
- 第 26 条 本会の会計年度は3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。会計年度終了後すみやかに経理に関する報告を日本産業衛生学会本部に提出する。

(雑 則)

- 第 27 条 本規約の改正は理事会の承認を経て総会の承認を得て行う。

(付 則)

1. 本規約は昭和48年4月1日から施行する。
2. 本規約の一部を変更し、平成16年3月1日より施行する。
3. 本規約の一部を変更し、平成28年7月2日より施行する。
4. 本規定の一部を変更し、平成30年11月24日より施行する
5. 本規約の一部を変更し、2019年12月7日より施行する